

平成22年第1回定例会
健康福祉病院常任委員会

説 明 資 料

頁数

《所管事項説明》

- 1 2010年（平成22年）版県政報告書（案）・・・・・・・・・・別冊
- 2 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり」
次期推進計画骨子案について・・・・・・・・1
- 3 ドクターヘリの導入にかかる検討状況について・・・・・・・・15
- 4 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する
基準の策定について・・・・・・・・18
- 5 県立病院改革の状況について・・・・・・・・・・21
- 6 「三重県こども条例（仮称）」について・・・・・・・・23
- 7 三重県における児童虐待の現況について・・・・・・・・29
- 8 平成23年度社会福祉施設等整備方針について・・・・・・・・37
- 9 各種審議会等の審議状況の報告について・・・・・・47

《別冊》

- ・2010年（平成22年）版県政報告書（案）
- ・ドクターヘリ導入調査報告書

平成22年6月21日

健康福祉部

2 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり」次期推進計画骨子案について

1 次期推進計画策定の趣旨

本県では、平成 11 年に制定した「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を、「あらかじめ」「多様な人々が利用しやすい」というユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進するため、平成 19 年に「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下「条例」とします。）に改正しました。その上で「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 2007-2010」を県議会の議決を得て策定し、関係事業を実施しています。

次期推進計画は、社会の変化を注視しながら、引き続きユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくために、これまでの取組を検証した上で、平成 23 年度以降の取組について、方向性と具体策を示しながら策定していきます。

2 基本的な考え方と構成

条例の理念である「あらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりが互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できる」社会の実現を目指します。次期推進計画では「推進計画 2007-2010」の 4 つの分野の取組を引き継ぎながら、さらにこれまでの取組で明らかになった課題の解決のため、重点的に取り組む項目を設けました。

（重点的に取り組む項目）

- ① 次世代を担う子どもたちを中心に「意識」の啓発を進めます
- ② 施設整備を担う人たちへの情報提供とユニバーサルデザインの考え方の共有を図ります
- ③ 県民の皆さんに身近なユニバーサルデザインの取組を進めます
- ④ 県が率先してわかりやすい情報の提供を進めます

3 計画の期間

平成 23 年度～平成 26 年度

4 今後の予定

策定にあたっては、県民の皆さんに意識調査などを実施するとともに、条例第 9 条に基づき設置されている「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」にご意見をお聴きしながら進めていきます。

策定状況については、適宜、県議会に説明するとともに、県民に情報提供します。その上で平成 23 年第 1 回定例会に最終案を提出する予定です。

「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり」次期推進計画（骨子案）

<目 次>

はじめに

ユニバーサルデザインとは

第1章 計画の基本的な考え方

I 計画策定の趣旨

- 1 経緯
- 2 ユニバーサルデザインを取り巻く社会の変化
- 3 計画策定の趣旨

II あるべき姿と課題

- 1 あるべき姿
- 2 推進計画 2007-2010 の検証
- 3 課題

III 重点的に取り組む項目

- 1 次世代を担う子どもたちを中心に「意識」の啓発を進めます
- 2 施設整備を担う人たちへの情報提供とユニバーサルデザインの考え方の共有を図ります
- 3 県民の皆さんに身近なユニバーサルデザインの取組を進めます
- 4 県が率先してわかりやすい情報の提供を進めます

IV 計画の期間と進捗管理

- 1 計画の期間
- 2 計画の進捗管理
- 3 計画の見直し

第2章 計画の進め方

I 計画の取組

- 1 みんなで取り組むユニバーサルデザインのまちづくり
 - (1) みんなで考え行動するユニバーサルデザイン
 - (2) みんなで学ぶユニバーサルデザイン
 - (3) ユニバーサルデザインを担う仲間づくり

- 2 だれもが暮らしやすいまちづくり
 - (1) 安全で自由に移動できる環境
 - (2) 安心して快適に過ごせる環境

- 3 だれもが使いやすいものづくり
 - (1) 使いやすいものづくりの応援
 - (2) 使いやすいものの利用

- 4 だれもがわかりやすい情報と良質なサービスの提供
 - (1) だれもがわかりやすい情報
 - (2) 良質なサービス

II ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるしくみ

- 1 推進体制
 - (1) 県の推進体制
 - (2) 外部との連携

- 2 皆さんへの期待
 - (1) 県民の皆さん一人ひとりへの期待
 - (2) 市町への期待
 - (3) ユニバーサルデザインアドバイザーへの期待
 - (4) NPO、地域の団体への期待
 - (5) 企業への期待

はじめに

ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、普遍的な、全体の、という意味であるユニバーサルという言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、障がいの有無や年齢、性別などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

このユニバーサルデザインの考え方は、社会にはさまざまな人がいることを理解しあい、まちづくりやものづくり、サービスなど、何かする時には、それを利用するさまざまな人の立場に立って考え、実行するということです。

この言葉や考え方は、1980年代にノースカロライナ州立大学（米）のロナルド・メイス氏によって明確にされ、7つの原則が提唱されています。

ユニバーサルデザインの7つの原則

1. 誰でも使えて手にいれることができる（公平性）
2. 柔軟に使用できる（自由度）
3. 使い方が簡単にわかる（単純性）
4. 使う人に必要な情報が簡単に伝わる（わかりやすさ）
5. 間違えても重大な結果にならない（安全性）
6. 少ない力で効率的に、楽に使える（省体力）
7. 使うときに適当な広さがある（スペースの確保）

第1章 計画の基本的な考え方

I 計画策定の趣旨

1 経緯

障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いです。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりがお互いの価値を認め合いながら、自由に行動し安全で快適に生活できるまちづくりが必要になります。

しかし、私たちを取り巻く環境や制度などには、さまざまなバリアが存在し、すべての人が円滑に社会活動に参加しているとは言い難い状況にあります。

そのため、三重県では、障がいのある人や高齢者などの社会参加を困難にしている障壁（バリア）を取り除いていくこととし、平成11年4月に「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を施行し、この条例に基づく「バリアフリーのまちづくり推進計画」に沿って、さまざまな取組を進めてきました。

しかし、これからのまちづくりにあたっては、はじめからバリアをつくらないようにしていくという、「ユニバーサルデザイン」の考え方も重要になってきました。

ユニバーサルデザインは、障がいの有無、年齢、性別などにかかわらず、すべての人々が利用しやすいよう、あらかじめ、施設、製品、制度などを設計することです。

そこで、今あるバリアを取り除くというバリアフリーの取組とともに、「あらかじめ」「多様な人々が利用しやすい」というユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進するため、「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を、平成19年3月に「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改正しました。

その上で、条例第8条に基づき、県議会の議決を経て、平成19年度から22年度までを計画期間とする「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画2007-2010」を平成19年7月に策定・公表し、さまざまな取組を進めてきました。

具体的な取組として、地域での啓発活動でリーダー的な役割を担う「ユニバーサルデザインアドバイザー」の養成や、学校などへの出前講座を実施するなど人材育成に力を入れてきました。

また、安全で自由に移動できる環境を目指し、鉄道駅のバリアフリー化について、事業者、国、関係自治体の協働により、県内の主要駅でエレベーターが設置されました。

2 ユニバーサルデザインを取り巻く社会の変化

平成 19 年の条例の改正から現在までの間、国連総会において採択された「障害のある人の権利に関する条約」について、日本政府が署名するなど、障がい者の人権に関する大きな動きが生じています。

また、平成 20 年には、政府がバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する基本方針である「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」を閣議決定し、より一層の推進を図るなどの動きもありました。

3 計画策定の趣旨

本推進計画は、こういった社会の変化を注視しながら、引き続きユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくために、これまでの取組を検証した上で、平成 23 年（2011 年）度以降の取組について、方向性と具体策を示しながら策定していきます。

Ⅱ あるべき姿と課題

1 あるべき姿

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の理念である「あらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりが互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できる」社会の実現のためには、県民の皆さん一人ひとりが「ユニバーサルデザインの考え方」を自分自身の問題としてとらえ、行動できる社会が必要であると考えています。

2 推進計画 2007-2010 の検証

推進計画 2007-2010 では、条例の基本方針に基づいて、4つの分野ごとに取組を進めてきました。現時点での状況は以下のとおりです。

(1) みんなで取り組むユニバーサルデザインのまちづくり

県民の皆さんのユニバーサルデザインの認知度、次世代を担う子どもたちへの学校講座の実施数、またユニバーサルデザインアドバイザーの養成数などは、数値目標に対して概ね順調に推移しています。

しかし、ユニバーサルデザインの認知度の上昇が、「社会にはさまざまな人がいることを理解し、まちづくりやものづくり、サービスなど、何かをする時には、それを利用するさまざまな人の立場に立って考え、実行する」というユニバーサルデザインの考え方を理解し行動しているということに結びつかず、言葉の理解にとどまっているという面があります。

(2) だれもが暮らしやすいまちづくり

鉄道駅のバリアフリー化は、緊急経済対策としての取組もあって、数値目標に対して概ね順調に推移しています。また商業施設等のバリアフリー化についても概ね順調に推移しています。

しかし、ハード面の整備が進む一方で、車いす利用者用駐車区画の不適正利用など、利用する側のマナーの問題や、通路に物が置かれているなど、施設を管理する側のユニバーサルデザインに関する理解の不足などにより、整備された施設や設備が十分に活かしきれない事例も生じています。

(3) だれもが使いやすいものづくり

企業に対するユニバーサルデザイン講座の実施、ユニバーサルデザインに配慮した製品開発などの項目は、数値目標に対して概ね順調に推移しています。

しかし、こうした製品が幅広く知られている状況にはなく、製品の情報提供や利用促進などの項目で、より一層の取組が必要です。

(4) だれもがわかりやすい情報と良質なサービスの提供

広報紙などの県民に対する情報提供や、手話通訳者および要約筆記者登録者数などで、数値目標をすでに達成するなど順調に推移しています。

しかし、県職員のユニバーサルデザインに関する理解度の項目では、74% (21年度) にとどまっており、より一層の取組が必要です。

3 課題

推進計画 2007-2010 の検証から見ると、市町や事業者をはじめ、県民の皆さん一人ひとりに対するユニバーサルデザインの言葉や定義に関する啓発は進んでいます。バリアフリー化された施設等が、施設を管理する側のユニバーサルデザインに関する理解の不足や、利用する側のマナーの問題などにより、活かしきれていない事例などが生じているのが現状です。

このことから、ユニバーサルデザインの考え方の浸透に向けた取組が十分に進んでいないところに、現在の課題があると考えられます。

Ⅲ 重点的に取り組む項目

本推進計画では、市町、社会福祉協議会、学校などの主体にユニバーサルデザインの考え方が浸透し、取組が展開されていることを目標とします。その目標に向けて、推進計画 2007-2010 の4つの分野の取組を引き継ぎ、さらにこれまでの取組で明らかになった課題の解決のため、次の4つの項目について、より一層の重点化を図りながら取組を進めます。

- 1 次世代を担う子どもたちを中心に「意識」の啓発を進めます
- 2 施設整備を担う人たちへの情報提供とユニバーサルデザインの考え方の共有を図ります
- 3 県民の皆さんに身近なユニバーサルデザインの取組を進めます
- 4 県が率先してわかりやすい情報の提供を進めます

1 次世代を担う子どもたちを中心に「意識」の啓発を進めます

子どもたちがお互いを理解・尊重し、一人ひとりの価値を認め合えるように、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の理念やユニバーサルデザインの考え方の浸透を図るため、教育現場と常に連携し合いながら、子どもたち一人ひとりに対し、お互いの違いを理解した上で、「支え合うにはどうしたらいいのか」、「住みよいまちはどのようなまちか」など、意識の定着や自らが考えられる子どもに育つことを主眼に啓発を進めます。

2 施設整備を担う人たちへの情報提供とユニバーサルデザインの考え方の共有を図ります

施設整備を担う事業者、設計者、施工者の皆さんが活用できる事例集、施設整備マニュアルなどを提供します。また、それとともに、ユニバーサルデザインの考え方や三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の理念について共有を図ります。

3 県民の皆さんに身近なユニバーサルデザインの取組を進めます

だれもが社会参加しやすいまちづくりのため、車いす利用者用駐車区画の不適正利用や、視覚障がい者誘導用ブロック上への自転車などの駐輪など、県民の皆さんにとって身近な課題の解決に向け、より一層の取組を進めます。

4 県が率先してわかりやすい情報の提供を進めます

県からのわかりやすい情報提供のひとつとして、色づかいにおけるユニバーサルデザインであるカラーユニバーサルデザインの取組や文書の文字フォントを大きく作成するなどの「わかりやすい情報の提供」の取組をさらに進めるとともに、この取組が市町、事業者などに広まるよう情報共有を図ります。

IV 計画の期間と進捗管理

1 計画の期間

平成 23 年度 (2011 年度) から平成 26 年度 (2014 年度) までの 4 年間とします。

2 計画の進捗管理

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会 (条例設置) において、具体的な取組の進捗状況を毎年度確認し、その結果を公表していきます。

3 計画の見直し

社会情勢の変化やユニバーサルデザインを取り巻く動向などを踏まえ、具体的な取組内容や数値目標等について、計画期間中であっても、状況により必要な見直しを行います。

第2章 計画の進め方

めざす姿を実現するため、4つの分野と4つの重点取組、そしてこれらの推進に必要なしくみを体系化し、これに沿って必要な事業を整理していきます。

I 計画の取組

1 みんなで取り組むユニバーサルデザインのまちづくり

(1) みんなで考え行動するユニバーサルデザイン

- ① 「意識」啓発の展開
- ② 身近なユニバーサルデザインの取組
- ③ 人権尊重の意識の高揚

(2) みんなで学ぶユニバーサルデザイン

- ① 子どもたちへの学習機会の提供
- ② 地域社会や企業などへの学習機会の提供

(3) ユニバーサルデザインを担う仲間づくり

- ① ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材育成
- ② 活動を担う主体の育成

2 だれもが暮らしやすいまちづくり

(1) 安全で自由に移動できる環境

- ① 歩行空間の整備
- ② 交通システムの整備

(2) 安心して快適に過ごせる環境

- ① 施設整備を担う人たちへの啓発
- ② 快適に利用できる建築物の整備
- ③ 快適に利用できる公園の整備
- ④ だれもが住みよい住宅の普及

3 だれもが使いやすいものづくり

(1) 使いやすいものづくりの応援

- ① ものづくりを担う人たちへの啓発
- ② ユニバーサルデザインに配慮した製品開発の支援

(2) 使いやすいものの利用

- ① ユニバーサルデザインに配慮した製品の情報提供
- ② ユニバーサルデザインに配慮した製品の利用促進

4 だれもがわかりやすい情報と良質なサービスの提供

(1) だれもがわかりやすい情報

- ① 県が率先するわかりやすい情報の提供
- ② わかりやすい情報の提供の展開
- ③ さまざまな方法を用いた情報の提供
- ④ ネットワークを活用した情報の提供

(2) 良質なサービス

- ① 利用しやすく満足度が高い行政サービスの提供
- ② 満足度の高い顧客サービスの提供
- ③ だれもが楽しめるイベントの実践

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるしくみ

1 推進体制

- (1) 県の推進体制
- (2) 外部との連携

2 皆さんへの期待

- (1) 県民の皆さん一人ひとりへの期待
- (2) 市町への期待
- (3) ユニバーサルデザインアドバイザーへの期待
- (4) NPO、地域の団体への期待
- (5) 企業への期待

3 ドクターヘリの導入にかかる検討状況について

1 これまでの検討経緯について

本県では、平成15年1月から、東紀州地域において、和歌山県、奈良県との三県共同運航のドクターヘリを活用していますが、県内の三次救急医療体制をさらに充実・強化していくため、平成21年1月の三重県医療審議会救急医療部会の答申を踏まえ、本県独自のドクターヘリの導入に向けて調査・検討を進めてきました。

平成21年度には、ドクターヘリの基地病院選定のため、候補となる各病院の施設、人員体制等に関する調査を行いました。その調査結果を踏まえ、今月16日に第4回三重県医療審議会救急医療部会ドクターヘリ導入検討分科会を開催し、基地病院の候補病院からヒアリング等を行ったところです。

2 ドクターヘリ導入調査報告書（平成21年度）の概要

(1) 県内の候補病院

ドクターヘリの配備にあたっては、基地病院となる救命救急センターを中心点とした「飛行範囲円」を考える必要があります。その目安は医学的見地等から、半径50～70km（飛行時間15～20分）程度が適当とされています。このことを踏まえ、県内4病院（総合医療センター、市立四日市病院、三重大学医学部附属病院、山田赤十字病院）の飛行範囲状況を比較すると、県中央部に位置する三重大学医学部附属病院と山田赤十字病院の2病院が有力候補病院と位置づけられます。

(2) ドクターヘリ基地病院の候補地について

三重県におけるドクターヘリの基地病院の候補として位置づけたとき、三重大学医学部附属病院と山田赤十字病院の両病院について、導入効果や課題を比べると以下のとおりです

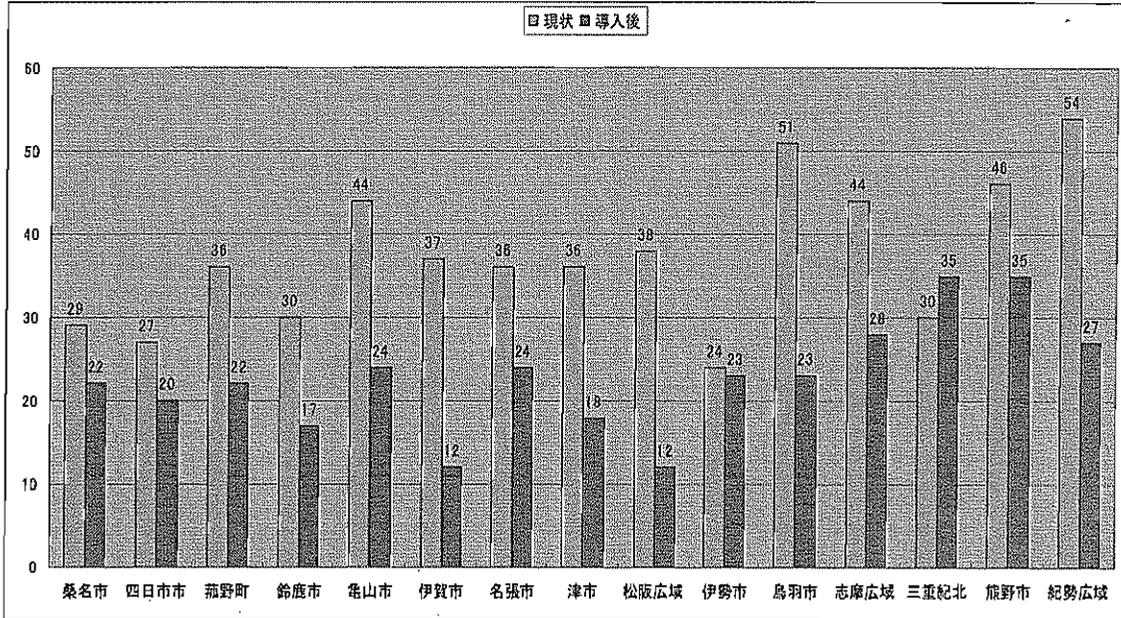
①初期治療開始までの時間短縮効果

時間短縮効果という観点から、現状（平成20年）の通報から救急車による病院搬送までの平均時間と、ドクターヘリに搭乗した医師が現場で患者に接触するまでの時間を両病院において比較しました。

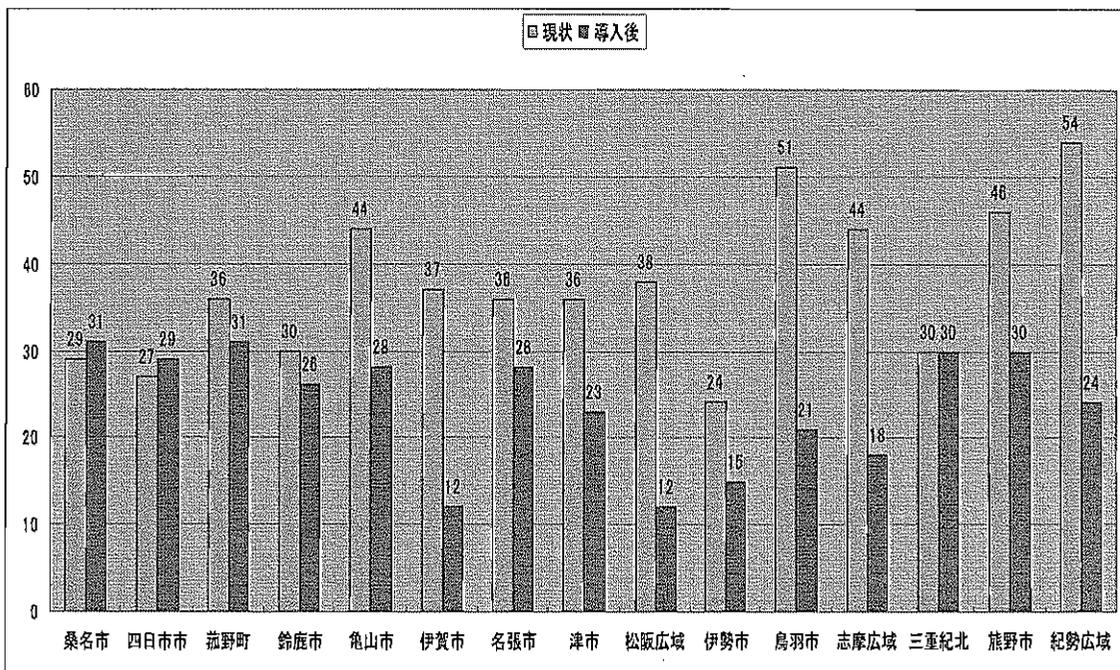
その結果は、一部地域を除き両病院のいずれにおいても、県内全域にわたっ

って時間短縮効果が見込まれます。病院の立地の関係により、三重大学医学部附属病院を基地とした場合は、特に三重県中北部において導入効果が、山田赤十字病院を基地とした場合は、特に三重県中南部において導入効果が期待できます。

なお、離島や伊賀地域、大台地域などの比較的高地である山間地においても、両病院いずれの場合も特に飛行に関する支障や相違はみられません。



医師の患者接触までの平均想定時間（三重大学医学部附属病院）



医師の患者接触までの平均想定時間（山田赤十字病院）

②重症患者への対応

重症患者の受入実績の観点からすると、両病院ともに救命救急センターが設置されていることから、「重症熱傷」「急性中毒」を含む幅広い症例に対して対応できる体制となっており、両病院ともその要件を満たしていると考えられます。

③人員体制

ドクターヘリの運航にあたっては、要請があった場合、いつでも出動できる人員体制をつくる必要があります。医師、看護師ともに最低各5名は必要で、他県のドクターヘリ搭乗者数をみると、医師で最低7～8人、多いところで15人程度、看護師で最低5～7人、多いところで20人程度配置しています。両病院ともに、救急科専門医がいるなど医師の資格等について問題はないと思われませんが、基地病院となった際には、救命救急センター配属医師の増員を検討する必要があります。

④運航設備

両病院とも、屋上ヘリポートの建設がすすんでおり、基地病院としての最低条件は満たしています。ただし、現時点で給油施設や格納庫の整備計画がないため、基地病院決定後は、速やかにその整備を行う必要があります。

3 第4回三重県医療審議会救急医療部会ドクターヘリ導入検討分科会の概要

平成22年6月16日に開催した第4回分科会において、両病院からドクターヘリ運営にあたっての設備の整備計画や診療体制などについて、説明を受け、ヒアリングを行いました。

(委員からの主な意見)

- ・ドクターヘリが導入された病院には、救急医療を希望する医療従事者が増加する傾向があるものの、ドクターヘリ及び救命救急センターの機能を維持するために必要な医療従事者の確保方針を明確にすることが必要。
- ・病院内の人員体制を拡充したり、役割分担を工夫することにより、救急を担う医師や看護師が疲弊しないようにすることが必要。
- ・周辺住民の理解を得ることが必要。

4 今後の取組

第4回ドクターヘリ導入検討分科会におけるヒアリング結果を踏まえ、第5回分科会(7月中を予定)において議論の後、三重県医療審議会救急医療部会において審議を行い、基地病院決定にかかる意見をいただくこととしています。

県としては、いただいた意見を踏まえ、本年8月中を目処に基地病院を決定し、平成23年度中のドクターヘリ導入をめざします。

4 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の策定について

1 経緯

(1) 消防法改正の背景

- ・ 傷病者の救急搬送において、搬送先医療機関が速やかに決まらない事案が全国的に発生していること。
- ・ 救急隊が現場に到着してから病院へ収容するまでの時間が延びていること。

などを背景に、平成21年10月30日に改正消防法が施行されました。

(2) 消防法改正の概要

都道府県は、地域における現状の医療資源等を前提に、消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、医学的観点から質の高い傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入れを実施するため、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準（以下、「搬送実施基準」という。）を策定することとされました。

また、搬送実施基準の策定にあたっては、消防機関と医療機関等で構成する協議会を設置することとされています。

2 搬送実施基準の策定状況

消防法の改正を受け、本県においては、平成22年1月19日に「三重県救急搬送・医療連携協議会」を設置し、その下部機関として、「搬送基準専門部会」、「メディカルコントロール専門部会」の二つの専門部会を設置し検討を行っています。

搬送実施基準を有効に機能させるためには、県内各地域における救急医療提供体制の現状、受入医療機関の選定困難事案の発生状況等、地域の実情に応じて定めることが必要なことから、搬送基準専門部会において、消防機関が保有する救急搬送に関する情報の分析を行うとともに、主に輪番体制により構築されている地域毎の救急医療提供体制の把握などを進めています。

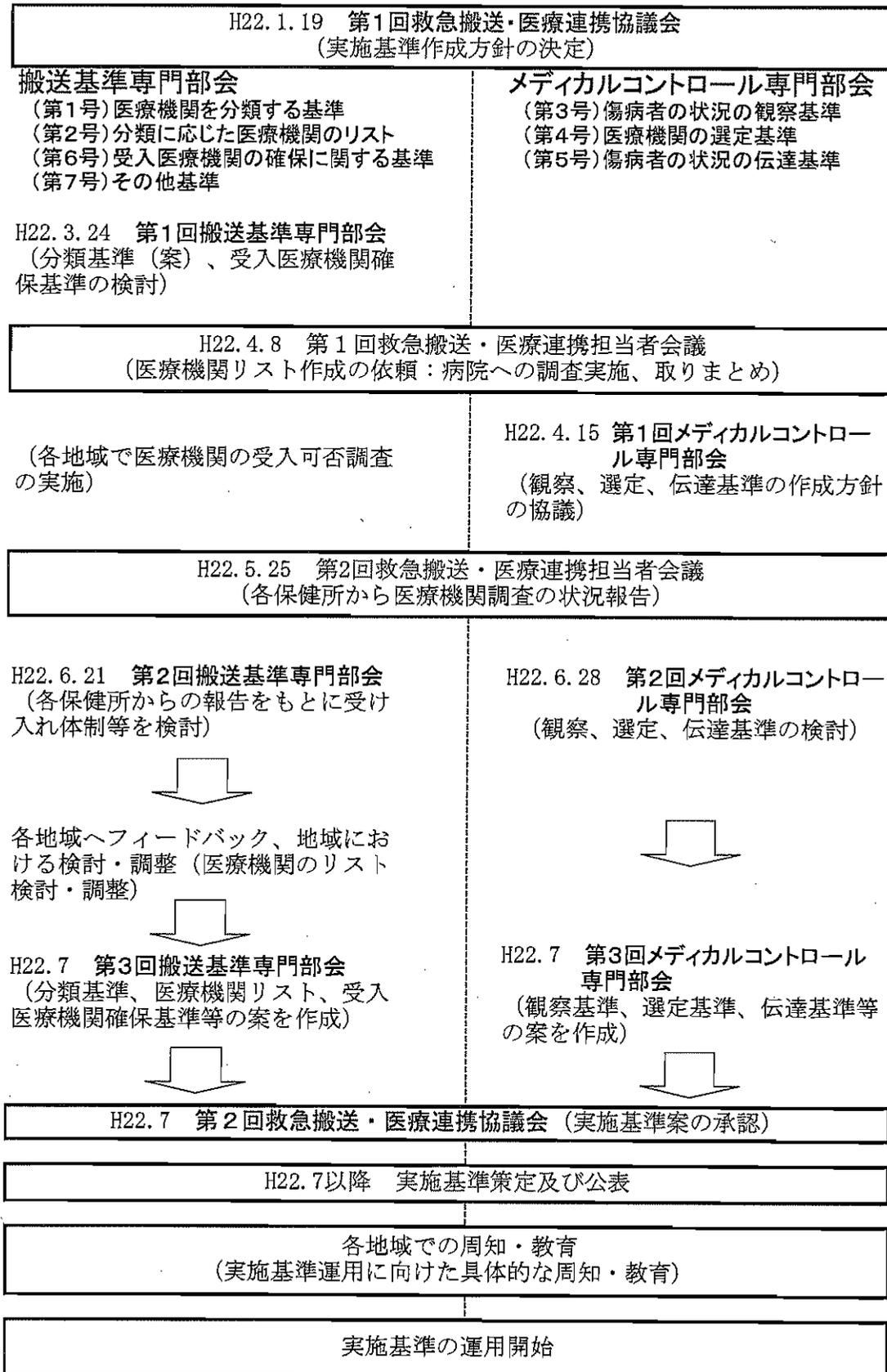
また、傷病者の状況等を救急隊員が的確に判断するための基準である観察基準や、傷病者の状況等に応じた適切な医療機関へ搬送するための基準である選定基準等については、メディカルコントロール専門部会において、既存の救急搬送に関する取組と整合性を図りながら、検討を行っているところです。

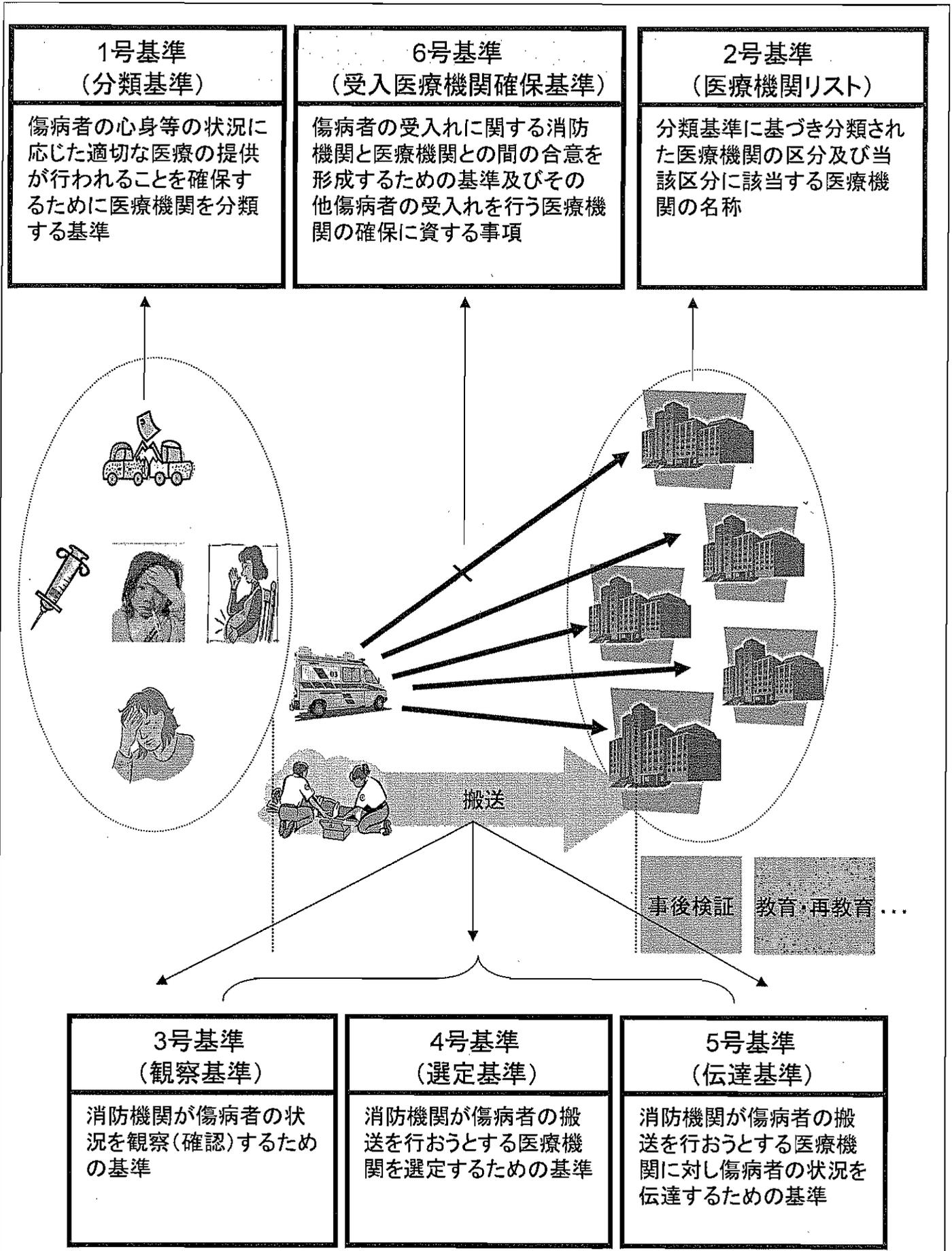
3 今後の取組について

今後、これまでの調査・検討結果を基に、地域における救急搬送に関する課題等の分析を行い、各専門部会での議論を踏まえ、各地域における救急搬送及び救急医療関係者とも協議しながら、医療機関の搬送先リストや傷病者の観察基準等の搬送実施基準作成を進めていく予定です。

本県においても、救急搬送における受入医療機関選定困難事案が発生している状況にあり、早期の実施基準策定が求められていることから、関係機関と連携協力し、取組を進めていきます。

搬送実施基準作成における審議状況と今後のスケジュール





5 県立病院改革の状況について

1 総合医療センターの特定地方独立行政法人化について

総合医療センターについては、平成24年4月からの地方独立行政法人化をめざして準備を進めており、公的な性格を強めるという観点から特定地方独立行政法人として認可されるよう総務省と協議を行っています。

特定地方独立行政法人の設立

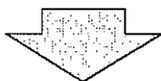
■ 特定地方独立行政法人の要件

地方独立行政法人法 第2条第2項

(定義)

この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。※）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして第七条の規定により地方公共団体が定款で定めるものをいう。

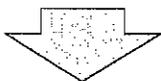
※第21条第2項 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと。



定款の議決

「地方独立行政法人法（第7条、第8条）から抜粋」

- ・地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県が設立する場合には総務大臣の認可を受けなければならない。
- ・定款には、特定地方独立行政法人又は一般地方独立行政法人の別を規定しなければならない。



総務大臣の認可

『地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準』

(総務省・文部科学省：平成16年3月17日告示第1号)

(抜粋)

「特定地方独立行政法人については、当該地方独立行政法人に行わせようとする業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼし、又はその業務の遂行に当たり中立性及び公正性を特に確保する必要があると認められること。」

・5月12日に知事と県議会議長が総務大臣に要望を行ったところであり、現在、特定地方独立行政法人の要件に該当するかどうか総務省と協議を行っています。

2 志摩病院指定管理者選定委員会の状況について

志摩病院については、平成24年4月から指定管理者制度を導入するため指定管理候補者について、「志摩病院指定管理者選定委員会」で審査等を行っています。

(1) 第1回指定管理者選定委員会

日時：平成22年6月3日（木）16:30～17:30

場所：三重県水産会館4階研修室

出席委員：登委員長、竹田副委員長、岡宗委員、中村委員、古田委員、山崎委員、山下委員 計7名

内容：①委員長に登委員を、副委員長に竹田委員を選出しました。

②志摩病院の概要及び改革方針、選定委員会の運営、選定スケジュール、審査基準・採点配分の考え方等について説明を行い、審議していただきました。

(2) 第2回指定管理者選定委員会

日時：平成22年6月16日（水）17:30～19:45

場所：三重県勤労者福祉会館6階研修室

出席委員：登委員長、竹田副委員長、岡宗委員、中村委員、古田委員、森川委員、山崎委員、山下委員 計8名

内容：①志摩病院指定管理者募集要項（案）について説明を行い、意見をいただきました。

②審査基準・採点配分について審議していただき、審査する項目などについては概ね了承されましたが、審査方法や採点配分等について各委員から様々な意見があったことから正副委員長に一任となりました。このため、7月からの公募に向けて早急に調整を行います。

(3) 今後の予定（9～10月）

- ・第3回指定管理者選定委員会（書面審査）
- ・第4回指定管理者選定委員会（ヒアリング審査、採点、最終審議）

6 「三重県子ども条例（仮称）」について

1 条例制定の考え方

近年、少子高齢化の進行、生活スタイルの変化、経済情勢の悪化など社会環境の変化を背景に、家庭における親子関係や、地域社会における人間関係が変容し、その影響を受けやすい子どもたちにかかわるさまざまな問題が顕在化しています。

こうした中、三重県は平成20年4月に子ども局を設置し、子ども自身の力を伸ばし健やかな育ちを支える「子育て支援」を基本的な視点に加え、子ども施策を総合的に推進してきました。

この「子育て支援」の考え方に基づき、子どもたちの力を伸ばそう、支えようという思いを社会全体で共有し、子育てを支援する地域社会に向かうため、「三重県子ども条例（仮称）」を制定します。

多くの子どもたちや大人の皆さんと、国連子どもの権利条約に謳われている、子どもにとっての大切な権利（「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」）の考え方を共有するとともに、この考え方が反映された条例とすることをめざします。

2 条例制定に向けた取組（平成22年度）

条例案策定のため、三重県社会福祉審議会及び三重県青少年健全育成審議会の委員を中心に「条例検討会議」を設置しました。

また、条例づくりのプロセスにより多くの子どもや大人が参加していただける機会を設けるとともに、条例制定に向けた広報、啓発に取り組み、広く県民の皆さんへの周知をはかります。

（1）条例検討会議について

① 会議の構成

別表名簿のとおり 15名

② 会議開催状況

第1回（5月18日）・報告「子どもにとって大切なこと～子どもの意識・実態にかかるアンケート等をふまえて」

三重大学 准教授 水落正明

・子ども条例の考え方、構成についての検討

第2回（6月1日）・講話「三重発で『子ども支援のまちづくり条例』を創る」

早稲田大学 教授 喜多明人

・条例骨子についての検討

（別紙 「三重県子ども条例（仮称）」骨子案たたき台）

③ 今後の予定

今後、平成22年12月までに5回程度の検討会議を開催予定。

(2) 子どもや大人の参加

① こども会議の開催

ア 「条例について考えよう！こども会議」(開催見込：20 か所以上)

県内各地域の子どもたちが、学校、子ども会、任意のグループなど、さまざまな単位で実施しています。

イ 「条例をつくろう！こども会議」(開催予定：8～9月、3回)

アの会議に参加した中学・高校生を中心に、20名程度で構成。

条例検討会議にも参加します。

ウ キッズ・モニターでのアンケート実施(実施予定：3回)

予め登録のあったキッズ・モニター(6月現在110名)にアンケートを行います。

② おとな会議の開催

ア まちづくりや子どもにかかわる団体、企業等の会議、研修の場などさまざまな機会を捉えて意見交換を行います。

イ 条例づくりに向けた講演会の終了後に、参加者が条例検討会議委員との意見交換を行います。

(3) 県民に向けた広報、啓発

① 条例づくりに向けた講演会の開催

「子育て支援の地域づくり」などをテーマに講演会を開催します。

② 子どもの参加促進のためのパンフレットの配布

約20万部を小学校から高校の全児童生徒に配布し、条例づくりへの子ども参加を促しました。

③ 県政だよりによる広報

県政だより(22年6月号)において県民の皆さんへの周知に取り組みました。

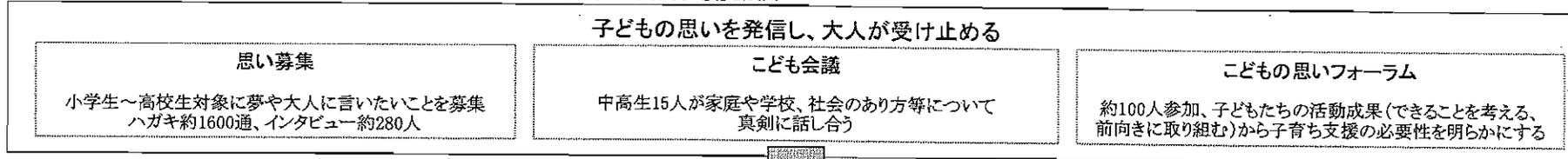
3 今後のスケジュール(案)

平成21年10月	条例制定について常任委員会に説明	}
平成22年3月	条例制定に向けた取組について常任委員会に説明	
平成22年6月	条例検討状況について常任委員会にて説明	
平成22年10月	条例素案について常任委員会にて説明	
平成22年10月	パブリックコメントの実施	
	県民意見交換会(県内5か所)の実施	
平成22年12月	条例最終案について常任委員会にて説明	
平成23年2月	上程	

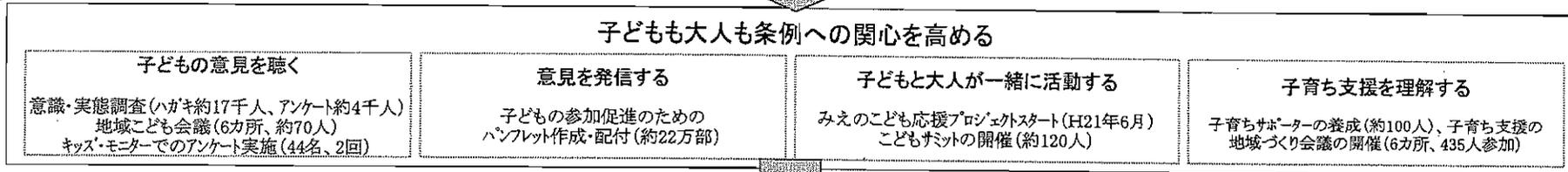
三重県子ども条例(仮称)の制定に向けた取組

国連子どもの権利条約にうたわれた4つの権利を大切にするという考え方をふまえ、子どもたちが持っている「育つ力」を見守り、大切に育む「子育てをささえる視点」に立った条例を制定します。

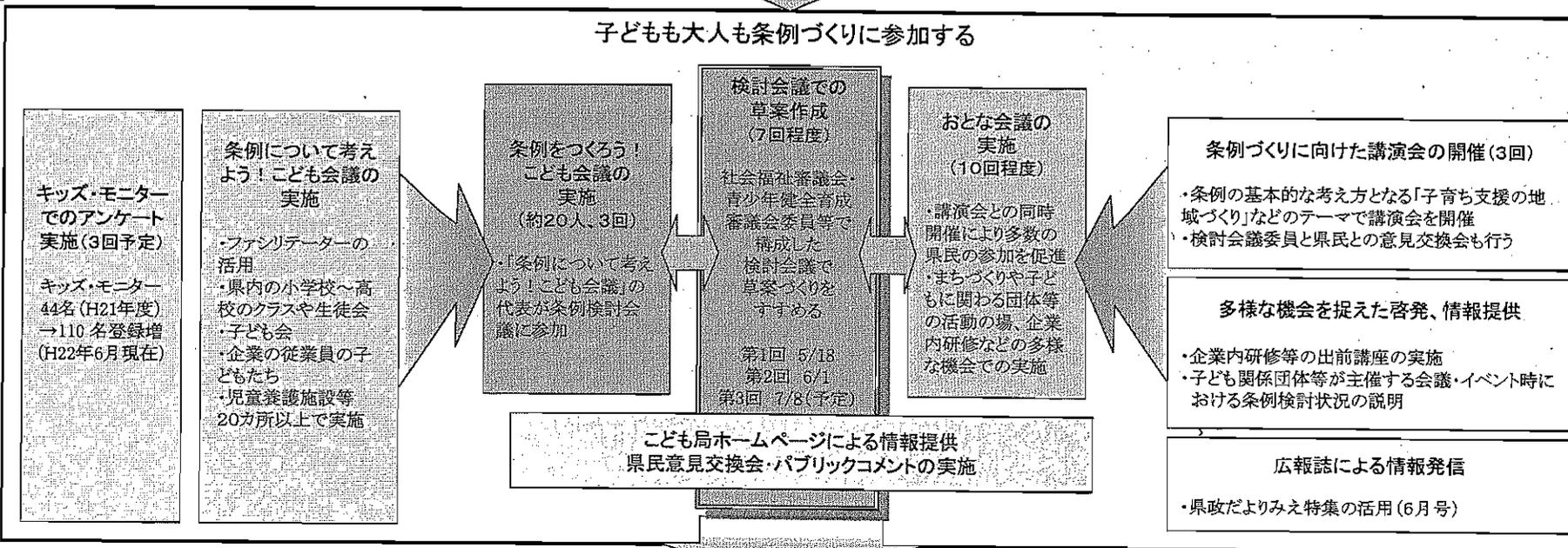
H20 子ども局設置 子どもを主役にした政策を進めるため子ども自らが育つ力を育む「子育て支援」を展開



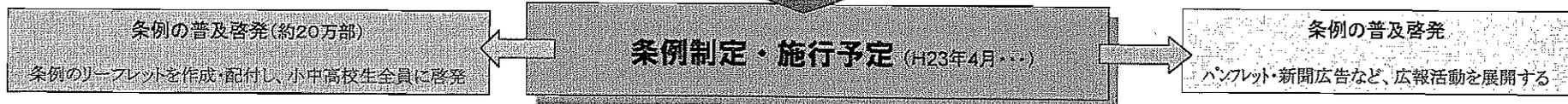
H21



H22



25



三重県こども条例（仮称）検討会議委員名簿

（別表）

名 前	所 属
上野 達彦	三重短期大学 学長 [会 長]
藤原 正範	鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授 [副会長]
田部 眞樹子	NPO法人チャイルドラインMIEネットワーク 理事長 [副会長]
石山 佳秀	公募委員
柏木 康恵	三重県PTA連合会 副会長
佐々木 光明	神戸学院大学法学部 教授
志治 優美	エンパワメントみえ 代表
高橋 光彦	三重県小中学校長会 副会長 (松阪市立西中学校 校長)
新居 遠一	三重県子ども会連合会 常務理事
堀川 清	三重県児童養護施設協会 会長 (みどり自由学園 理事長)
前田 光久	みえ次世代育成応援ネットワーク 運営委員長 (旭電気株式会社 代表取締役)
松岡 典子	NPO法人MCサポートセンターみっくみえ 代表
南出 正博	三重県高等学校長協会 会計 (三重県立豊学校 校長)
村瀬 勝彦	なぎさ法律事務所 弁護士
吉本 敏子	三重大学教育学部 教授

オブザーバー

名 前	所 属
西井 達子	三重県教職員組合 中央執行委員

「三重県こども条例（仮称）」骨子案たたき台

前 文

○子どもについて（子ども観）

- ・子どもは、社会の宝、未来そのものであり、社会の一員として生まれ、自立し次代の社会を担うもの
- ・子どもは、大人との信頼関係と地域のつながりの中で育まれる

○社会の現状、背景

- ・社会環境の変化（少子化、価値観の多様化、経済格差など）
- ・子どもに関わるさまざまな課題（いじめ、非行、児童虐待など）

○子育ての支援の考え方

- ・子ども自身の持つ育つ力を育み伸ばす
- ・すべての主体が協働し、子どもの育ちを支える地域社会づくりを推進

○決意表明

- ・子どもの権利条約の理念をふまえ、子どもが持っている力を発揮して育つことを大人が見守り、支える地域社会づくりをめざすことを表明

1. 総 則

1. 条例の目的

- 子どもの育ちを支える地域社会づくりについて、この条例で定めること
 - ・基本理念
 - ・各主体の役割
 - ・子どもの育ちを支えるための基本的な施策等
 - ・子どもの育ちを支えるための施策の推進方策

2. 定 義

- 子ども、保護者、学校関係者等の用語の定義

3. 条例の基本理念

- 子どもの育ちを支える地域社会づくりを推進するための基本理念
 - ・子どもの権利を大切にする
 - ・子どもの育つ力を信じる
 - ・子どもは様々な人々と関わりや多様な体験を通して、力を発揮することを認識する
 - ・社会全体で子どもの育ちを支援する

4. 各主体の役割

- 県、保護者、学校等関係者、県民の役割

Ⅱ. 子どもの育ちを支えるための基本的な施策等

1. 大切にされるべき権利についての学習の機会の提供

- ・子どもをはじめとする県民が、子どもの権利について関心と理解を深める機会の提供
(具体的な取組イメージ)・啓発冊子等の作成・配布
- ・理解の拡大のための関係者向け研修会の開催

2. 子どもの参加等の促進

- ・県政の運営にあたり、子どもが意見を表明する機会の設置
- ・県政の運営にあたり、子どもの意見の尊重に努めること
(具体的な取組イメージ)・とどけ！こども会議の実施
- ・キッズ 모니터の設置

3. 子どもの活動の支援

- ・子どもが主体的に活動できる機会の提供
- ・子どもが主体的に行う活動への支援
(具体的な取組イメージ)・みえのこども応援プロジェクトによる子どもの活動支援
- ・やるぞ！こども会議

4. 子どもの活動を支えるための県民活動への支援

- ・子どもの育ちを支える活動への県民等の主体的な参画を促進
- ・県民等が行う活動に対する必要な支援
- ・活動を行う県民等との連携
(具体的な取組イメージ)・子育てサポーターの養成、活動支援
- ・みえ次世代育成応援ネットワーク等との連携

5. 子どもの権利に関わる相談等

- ・関係機関との連携、協力による相談の適切な処理
(具体的な取組イメージ)・児童相談所等の専門機関における相談対応
- ・社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども相談支援部会

Ⅲ. 子どもの育ちを支えるための施策の推進方策

1. 検証及び報告

- ・子どもの育ちを支える施策の状況について検証、報告書の作成・公表

2. 調査研究

- ・子どもの育ちに関する調査及び研究

3. 広報、啓発

- ・啓発月間の創設、啓発月間記念行事の実施
- ・広報、その他必要な啓発活動の実施

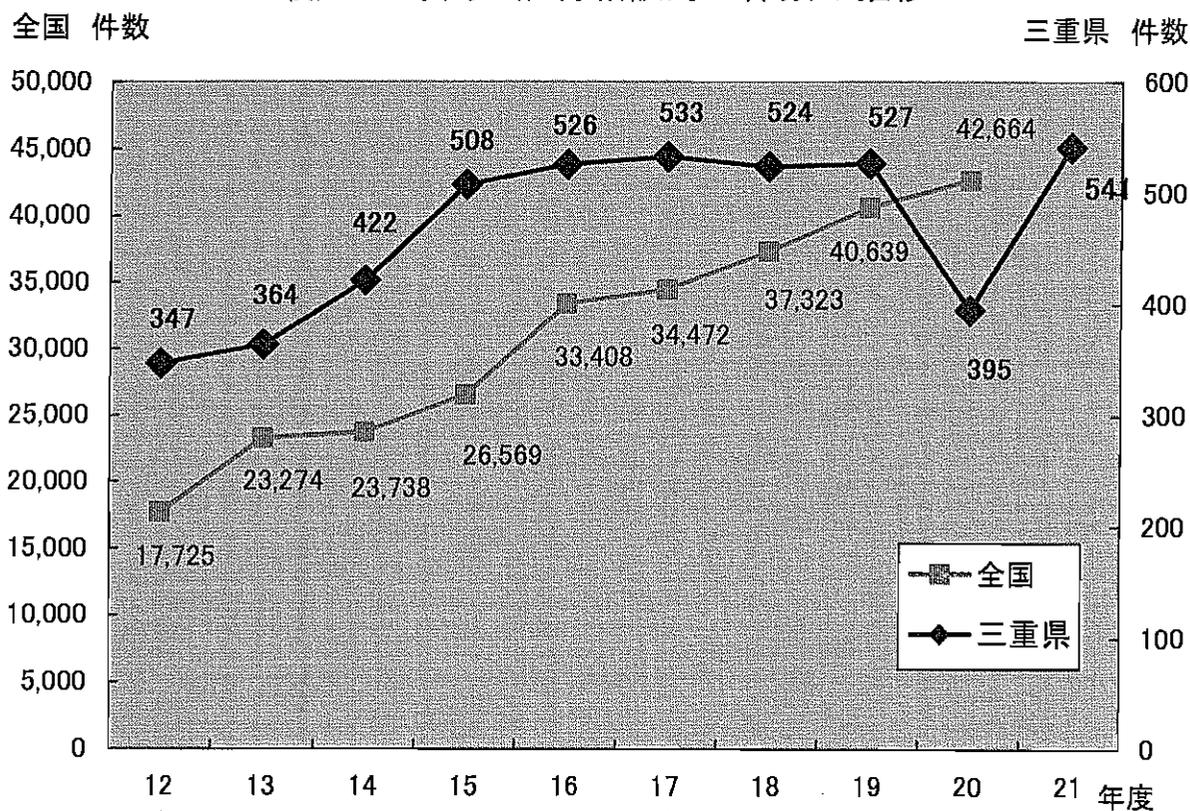
7 三重県における児童虐待の現況について

1 県内の児童相談所における児童虐待の状況について

(1) 児童虐待相談対応件数の推移について

県内の児童虐待相談対応件数は、平成15年度にはじめて500件を超え、それ以降平成20年度を除き、500件を超える件数で推移しています。

最近10年間の虐待相談対応件数の推移



H12.11
児童虐待の防止等に関する法律施行

H16.4~10
子どもを虐待から守る条例施行

H17.4
児童福祉法改正
・市町の担う役割を明確化

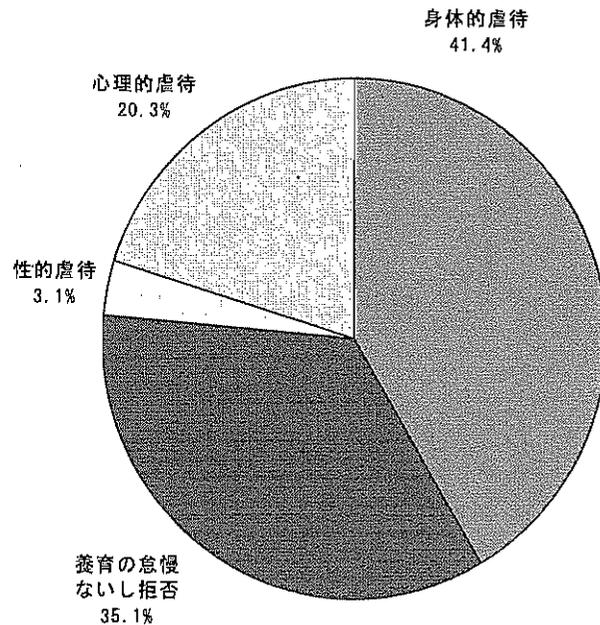
H20.4
児童虐待の防止等に関する法律改正
・臨検、搜索等立入調査の強化

(2) 児童虐待相談種別について

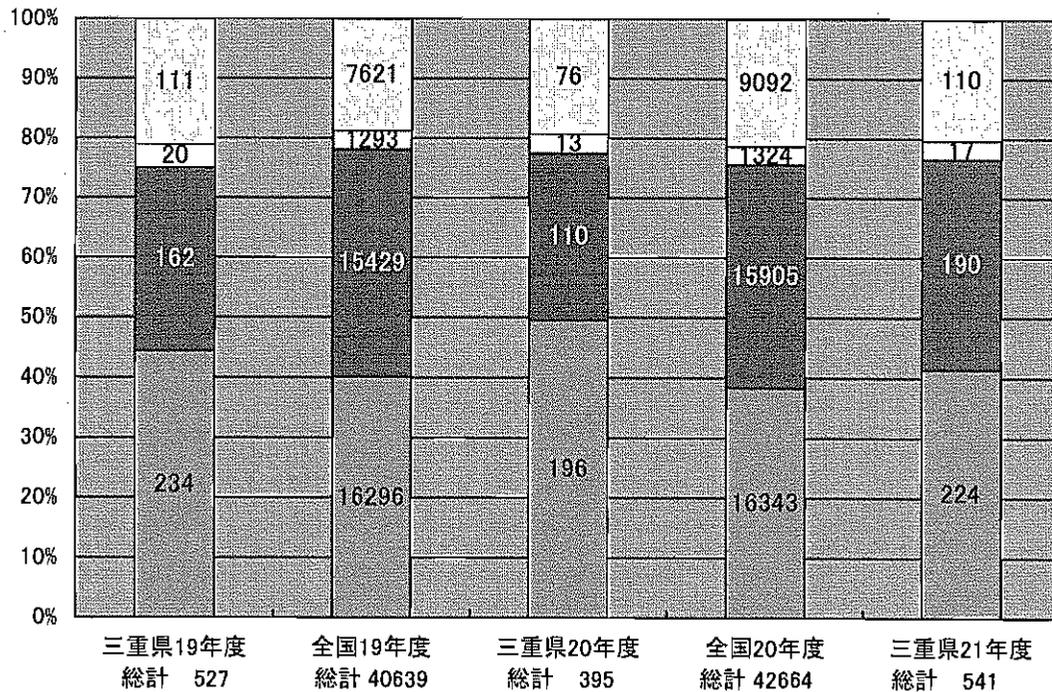
虐待相談のなかでは、身体的虐待と養育の怠慢ないし拒否（ネグレクト）の合計の割合が約8割となっています。

1. 相談種別（平成 21 年度）

種別	件数	相談件数	構成比
身体的虐待		224	41.4
養育の怠慢 ないし拒否		190	35.1
性的虐待		17	3.1
心理的虐待		110	20.3
計		541	100.0



2. 最近3年間の相談種別構成比の推移



■身体的虐待 ■養育の怠慢ないし拒否 □性的虐待 □心理的虐待

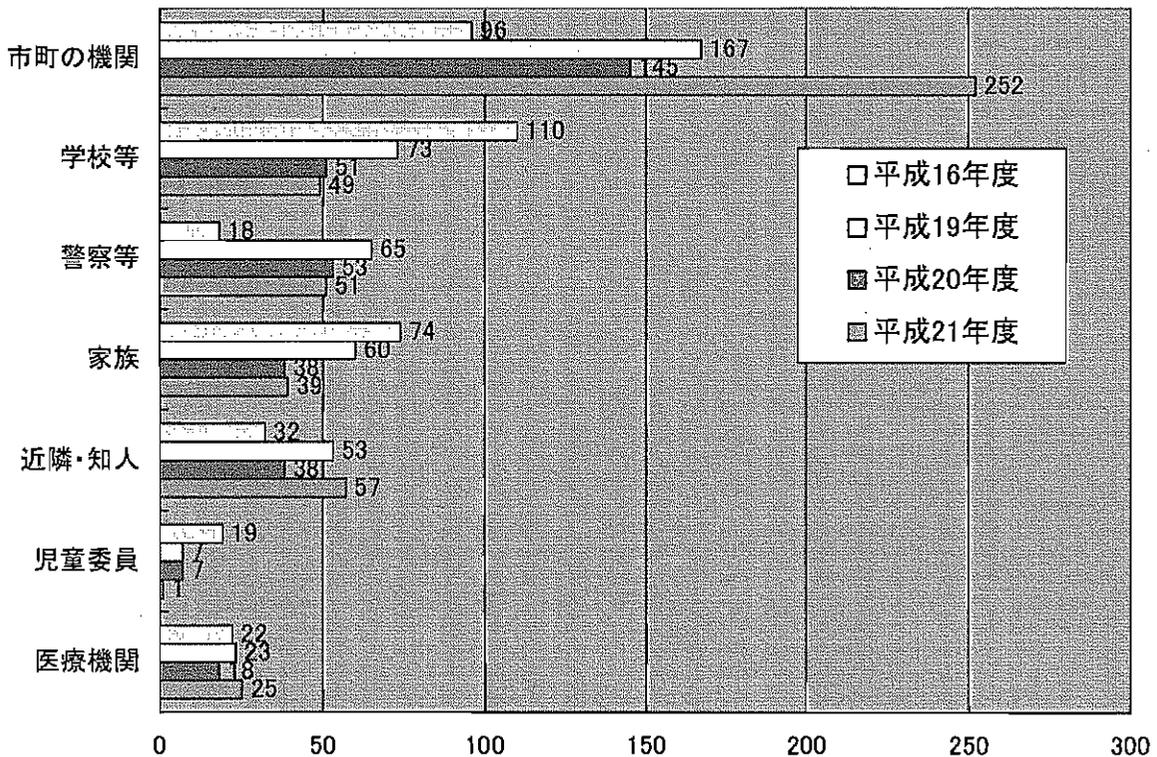
(3) 児童虐待相談経路について

市町の機関から児童相談所への通告（送致）が最も多く、全体の半分近くを占めています。これは平成17年の児童福祉法の一部改正により、市町に第一義的な児童相談の法的義務が発生したことによります。

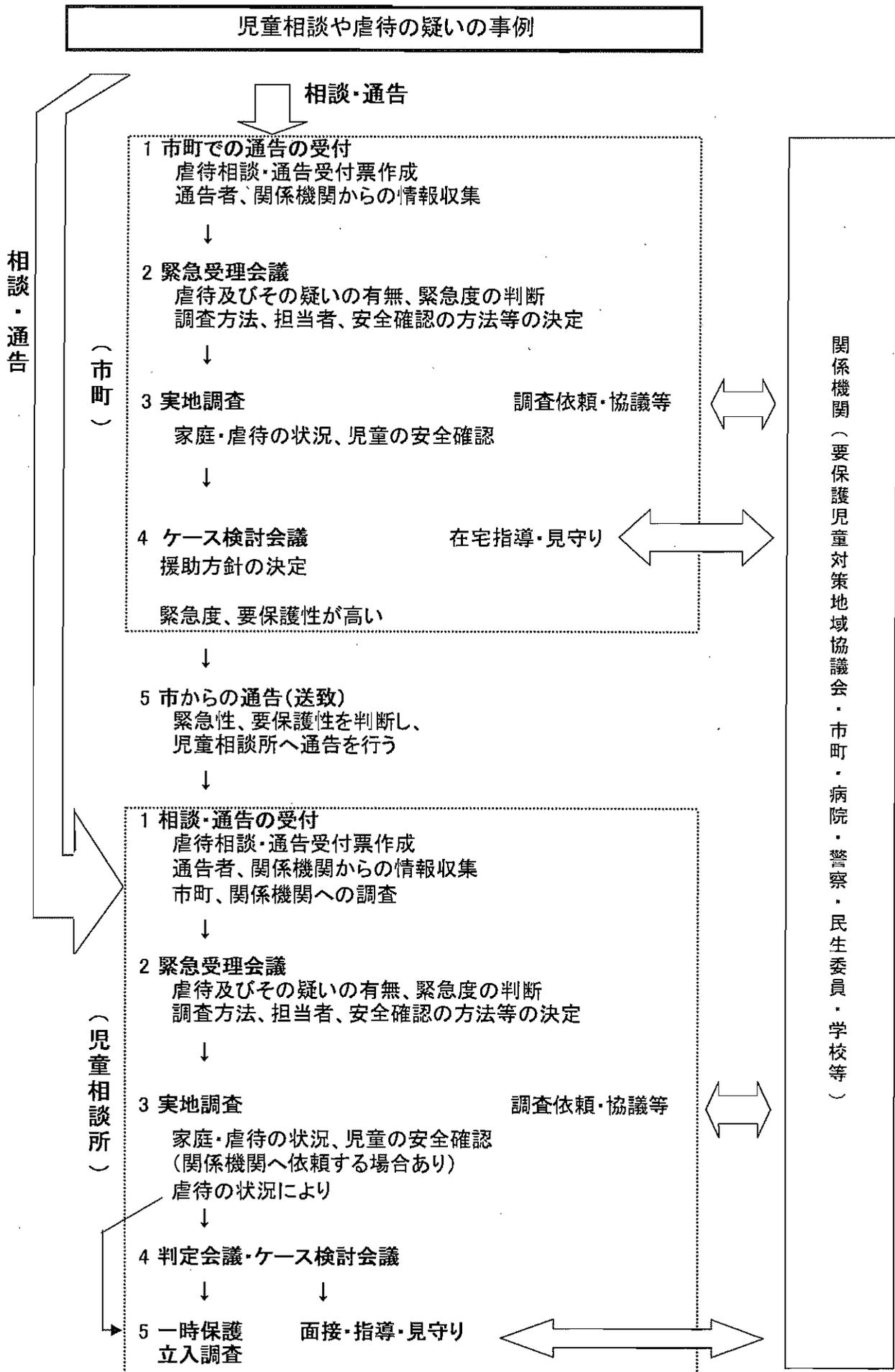
1. 平成21年度 詳細経路別状況

経路 件数	県の機関	市町の機関	児童福祉施設等	警察等	医療機関	学校等	里親	児童委員	家族		親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
									虐待者	虐待者以外					
相談件数	9	252	12	51	25	49	0	1	21	18	9	57	3	34	541
構成比	1.7	46.6	2.2	9.4	4.6	9.1	0.0	0.2	3.9	3.3	1.7	10.5	0.6	6.3	100

2. 平成16年及び最近3年間の主な通告経路



2 児童虐待相談通告の流れ(平成17年度以降)



(参考:「児童相談所運営指針」より)

3 鈴鹿市における児童虐待事件への対応について

1 事件の概要

(1) 家族構成

母（34歳）、姉（中2）、兄（小6）、本児（小1）
同居男性（25歳）

(2) 事件の経緯

- ・平成22年4月22日 朝
姉の110番により、本児が救急搬送される（本児は現在も意識不明の状態）
- ・平成22年4月22日18時17分
同居男性を傷害の疑いで逮捕（5月12日起訴）
- ・平成22年5月12日
母、傷害ほう助の疑いで書類送検（5月25日起訴猶予）

(3) 事件に至るまでの経緯

（北勢児童相談所が受けた情報提供、虐待通告の主なもの）

- ・平成21年9月25日
鈴鹿市から北勢児童相談所に情報提供
「小学校、中学校から、転校してきた姉、兄が9月になっても登校してこない、との情報提供があった。」
- ・平成22年1月13日
鈴鹿市から北勢児童相談所へ虐待通告
「昨日、子どもが家から閉め出されていた。」
- ・平成22年2月12日
鈴鹿市から北勢児童相談所へ虐待通告
「姉の顔にアザがあった。」
- ・平成22年3月2日
鈴鹿市から北勢児童相談所へ虐待通告
「姉の顔にアザがあった。」
- ・平成22年4月21日（本児救急搬送される前日）
18時、姉の通う中学校から「弟（本児）が今朝暴行を受けたことを姉が訴えてきた」と北勢児童相談所に電話連絡
北勢児童相談所が家庭を訪問（鈴鹿警察署に援助要請）
母と同居男性に拒否され、本児の寝ている姿のみ確認

2 外部の有識者等による検証

今回の児童虐待事件について、問題の抽出、発生原因の分析等の検証を行い、再発防止の方策を検討することを目的として、三重県児童虐待重篤事例検証委員会（以下、検証委員会という。）を設置しました。

(1) 検証委員会に関するこれまでの経過

① 第1回（5月20日）

ア 児童相談センターより、ケース記録に基づき時系列に従って経過説明

イ 今後の進め方の検討

○捜査、公判の動向を踏まえた情報収集を行う。

○関係者からの聞き取り等を実施する。

・情報発信者と、受信者における危機意識の共有が十分であったかを明らかにしていく。

・児童虐待対応の課題を検証する。

○関係職員の心理面にも配慮する。

② 第2回（6月3日）

鈴鹿市担当者からのヒアリング

○時系列に従い事実経過について確認

○児童相談に関する体制等について意見交換実施

(2) 今後の検証委員会の予定

① 6月下旬に鈴鹿市教育委員会関係者からの聞き取り調査

② 第3回（7月8日）

北勢児童相談所からのヒアリング

③ 第3回検証委員会以降、7月～8月に、必要な調査を実施し、できる限り早期に報告書をまとめる予定。

3 内部による点検等

(1) 本件について

健康福祉部において、児童相談センター、担当児童相談所から詳細な経過を聞き取り、市町等の連携、児童相談所の意思決定の方法等について点検を行っています。その内容を検証委員会に報告し、検証していただく予定です。

(2) 全県的なチェック

また、緊急的な対策として、全児童相談所に対し、今回の事例と同様に、市町と連携して対応している児童虐待相談事例について調査を行い、相互にチェックを行いました。(4月28日)

今後も、児童虐待事例が深刻化することがないように、各児童相談所に対して、しっかりと対応するよう指示しています。

(3) 関係機関との連携

児童相談センター、各児童相談所と管内市町担当者において、児童虐待の早期発見・早期対応に向け、市町と県との連携等について情報共有、意見交換を行いました。(5月12日～5月26日)

また、県警本部と連携し、各児童相談所と管内警察署において、被害児童を早期に発見し、救出するための情報交換や実践訓練を行いました。

(6月7日～6月11日)

4 今後の対応

- (1) 今後も、内部による点検や検証委員会における議論の中で取り組みの強化や改善が必要と思われるものについては速やかに対応し、引き続き、児童虐待の再発防止の取組に努めていきます。
- (2) 検証委員会による検証結果を踏まえ、児童相談所における相談や、意思決定のあり方、市町との連携のあり方等について検討し、必要な改善に取り組みます。

(参考) 検証委員会委員構成 別紙のとおり

(別紙)

三重県児童虐待重篤事例検証委員会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職	職名	備考
ささき みつあき 佐々木 光明		神戸学院大学法学部教授	○
しみず まさゆき 清水 将之	委員長	関西国際大学教授	○
たかなし かおる 高梨 薫		神戸学院大学総合リハビリテーション学部 社会リハビリテーション学科准教授	○
たなべ まきこ 田部 真樹子		NPO法人 三重県子どもNPOサポートセンター 理事長	
なた まさゆき 那谷 雅之		三重大学大学院医学系研究科 環境社会医学講座 法医学科学分野教授	
のだ まさと 野田 正人	副委員長	立命館大学産業社会学部教授 志摩市子ども家庭支援ネットワーク 会長	
ふじわら まさのり 藤原 正範	副委員長	鈴鹿医療科学大学 保健衛生学部医療福祉学科教授	○
むらせ かつひこ 村瀬 勝彦		弁護士 (なぎさ法律事務所)	○
やまだ のりこ 山田 法子		三重県看護協会 専務理事	○

備考の○印は、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会の委員

8 平成23年度社会福祉施設等整備方針について

三重県では、「三重県高齢者保健福祉計画及び三重県介護保険事業支援計画」、「三重県障害者プラン及び三重県障害福祉計画」、「三重県次世代育成支援行動計画」等に定める目標の達成に向けて、市町、民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めていくこととしています。

社会福祉施設等の整備については、厳しい財政状況の中で限られた予算を効率的に執行していく必要があるため、提出された整備計画の中から地域のバランス、住民ニーズ、施設の老朽化への対応等をふまえ、より効果的で緊急度の高いものを優先していくこととします。

特に、平成23年度については、引き続き防火安全対策の観点からスプリンクラー整備を促進するとともに、国の介護基盤の緊急整備等による目標に対応した整備数の上乗せを図ります。

こうした考え方を基に、三重県社会福祉施設等整備指導要綱及び三重県老人保健福祉施設整備指導要綱に基づき、平成23年度整備方針を策定しました。

なお、施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度の動向や国及び県予算の状況をふまえて決定することになります。

平成23年度 社会福祉施設等整備方針

1. 社会福祉施設等	
・ 社会福祉室所管施設 救護施設	1
・ こども未来室所管施設 児童館、放課後児童クラブ室	2
・ こども家庭室所管施設 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	4
・ 障害福祉室所管施設 障害者自立支援法関連施設	5
2. 老人保健福祉施設	
・ 長寿社会室所管施設 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、 養護老人ホーム	7

平成23年度 社会福祉施設等整備方針(社会福祉室所管施設)

室名〔社会福祉室〕

1 整備方針策定の考え方

生活保護法で規定されている保護施設の新規施設整備については、原則として行わない。ただし、老朽化した施設については、入所者の安全性及び利便性の観点から改築改修等に限定し整備を進める。

2 整備方針

施設種別	圏域	現 状	課 題	平成23年度整備方針
救護施設	全県	・県内 3か所 ・定員 計 270名	施設の老朽化に対応した整備が必要となっている。	老朽化による改築改修の整備については、耐用年数等を考慮し、老朽化の著しい施設であって、かつ施設を利用している入所者等の居住環境に配慮した改築整備を優先する。

平成23年度社会福祉施設等整備方針（こども未来室所管施設）

室名〔こども未来室〕

1 整備方針策定等の考え方

- ・地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現 状	課 題	平成23年度整備方針（優先順）
児童館	全県	小型児童館 33館 児童センター 13館 計 46館 （12市5町） （H22.5.1現在）	児童の健全育成活動の拠点として機能を果たしており、今後ともそれぞれの地域で求められている。	1 児童館新設対策 ・市町等が策定した次世代育成支援行動計画等に位置づけられた児童館整備計画で、放課後児童対策や母親クラブ等の地域組織活動の実施を計画しているものを優先する。 2 既存の児童館拡張対策 ・既存の児童館で放課後児童対策事業を実施するため、児童クラブ室等を拡張するものを優先する。 3 既存の児童館の大規模修繕対策 ・既存の児童館の大規模修繕を優先する。

施設種別	圏域	現 状	課 題	平成23年度整備方針（優先順）
放課後児童クラブ室	全県	放課後児童クラブ数 272か所 (H22.5.1現在)	<ol style="list-style-type: none"> 1 放課後子どもプランを推進するために、市町の福祉部局と教育委員会が連携を密にして、放課後児童対策に取り組む必要がある。 2 小学校に対するクラブ数の割合が全国と比較して低い状況にある。 3 実施施設の中には、老朽化の進んでいるものもある。 4 核家族化、共働き家庭の一般化により、小学校児童についての保育需要が高まっている。 	<p>放課後子どもプランにおける市町の運営委員会等の調整を経た次の整備を行う。</p> <p>ただし、施設維持のための、通常の修繕・改修は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県内クラブ数増のための整備 <ul style="list-style-type: none"> ・すべての小学校区での放課後児童対策（放課後児童クラブ、放課後こども教室）の実施を進めるため、放課後児童対策が未実施の小学校区での新規実施クラブの整備を優先する。 2 県内クラブ数の維持のための整備 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の実施施設が使用不能となるが他に代替実施施設が無い場合の整備を優先する。 3 放課後児童クラブの需要 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの需要の多い地域の整備を優先する。

平成23年度社会福祉施設等整備方針（こども家庭室所管施設）

室名〔こども家庭室〕

1 整備方針策定等の考え方

- ・入所型施設については、入所を要する者の増加への対応、安全性の確保から老朽化対策の必要な施設の整備、及び居住環境に配慮した施設の整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現	状	課	題	平成23年度整備方針（優先順）
児童養護施設	全県	施設数	11施設 公立 1施設 民間 10施設	1 昭和40～50年代前半にかけて鉄筋化等の整備をした施設が多く全体的に老朽化が進んでいる。 2 年長児童のプライバシー等に配慮した居室の整備が求められている。	1 老朽化による増改築修繕 ・耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。 2 居住環境向上のための施設整備 ・既存施設の大部屋解消や個室等の必要なスペースの確保及びこれに付随する施設整備を優先する。	
乳児院	全県	施設数	2施設 公立 1施設 民間 1施設			
母子生活支援施設	全県	施設数	5施設 公立 2施設 民間 3施設	1 DV防止法への対応が求められている。 2 施設の老朽化による大規模修繕等の必要性が高まっている。	1 DV防止法対応 ・居室拡大や室数増加を図る施設整備を優先する。 2 老朽化による増改築修繕・耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。	

1 整備方針策定の考え方

- 障害者自立支援法により定められた障がい福祉サービスの事業体系を十分踏まえたものを整備する。
- 児童福祉法により定められた障がい児の児童福祉施設を整備する。
- 各障害保健福祉圏域ごとに、障がい者数に対する施設整備率、最近数年間の整備実績、県策定の「三重県障害者プラン(第5次行動計画)」及び「三重県障害福祉計画(第二期計画)」、市町策定の「障害者計画」(障害者基本法)及び「障害福祉計画」(障害者自立支援法)の位置づけなどを勘案しながら総合的に判断する。
- 地域生活移行を推進する観点から、日中活動支援サービス関連施設、及び共同生活介護・共同生活援助を実施する事業所(以下ケアホーム等)の整備を優先し、入所施設については、安全を損なう老朽化に対しての一部改築及び大規模修繕に限定する。
- 自力での避難が困難な障がい児者の安全を図るための施設整備を行う。
- 障害保健福祉圏域は別表のとおりとする。

2 整備方針

○県策定の「三重県障害福祉計画(第二期計画)」(障害者自立支援法)・市町策定の「障害福祉計画」(障害者自立支援法)に基づき推進できるよう、主に、日中活動支援サービスを提供しようとする事業所(施設)を優先する。なお、具体的には次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・現行の障害保健福祉圏域及び市町の障がい福祉サービスの需要見込みとサービスの提供体制を比較し、特に当該圏域及び市町での事業の実施する優先度が高いと考えられるもの。
- ・当該地域で訪問系サービスや居住系サービスが併せて実施される予定であるもの、又は、既に実施されているもの。
- ・障がい福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定(最低)基準、資金計画等を十分検討し、着実に事業が実施できると考えられるもの。
- ・障がい者の地域生活移行と就労を進めるため自立支援・就労支援サービスを積極的に行うもの。
- ・障がい者が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業(施設)の立地条件等で配慮がなされているもの。
- ・地域生活移行を推進する観点から、入所施設で著しい老朽による一部改築及び大規模修繕であっても定員減を伴うもの。
- ・知的障がい児施設を整備する場合には、入所児を支える地域連携等、新たな機能を持ち、施設の小規模化・小舎化をはかるもの。
- ・ケアホーム等を、整備する場合にあっては、住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、原則として入所施設又は病院の敷地外にあるもの。
- ・退院支援施設として整備する場合にあっては、定員と同数以上の既存の精神科病床を転換して整備するもの。

○障害福祉施設の改築・補強等による耐震化及び消防法施行令一部改正に伴うスプリンクラー整備を促進する。

(別表)障害保健福祉圏域

平成22年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町	
桑名員弁	桑名市 いなべ市 桑名郡 員弁郡	木曾岬町 東員町
四日市	四日市市 三重郡	菟野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市 亀山市	
津	津市	
松阪多気	松阪市 多気郡	多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会郡	玉城町、大紀町、南伊勢町、度会町
伊賀	伊賀市 名張市	
紀北	尾鷲市 北牟婁郡	紀北町
紀南	熊野市 南牟婁郡	御浜町、紀宝町

平成23年度老人保健福祉施設整備方針（長寿社会室所管施設）

室名〔長寿社会室〕

1 整備方針策定の考え方

- 第5次三重県高齢者福祉計画及び第4期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等に加え、将来の介護ニーズを踏まえて第4期介護保険事業（支援）計画期間中における整備量の1年分相当を上乗せして施設整備を行うという国の介護基盤の緊急整備等による目標をふまえつつ、施設サービスを必要とする高齢者ができるだけ円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- 在宅要介護高齢者の医療ニーズの高まりをふまえ、特別養護老人ホームと介護老人保健施設について、優先的に、かつバランスよく整備する。
- 県補助を受けずに、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を整備する場合についても審査の対象とする。
- 圏域については、別表「高齢者福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	平成23年度整備方針
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	圏域別	1 入所申込者が依然として増加しているため、整備を進める必要がある。 2 入所者が家庭に近い居住環境の下で生活ができるよう、ユニット型の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに平成23年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型とする。 * 詳細については、「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設整備選定方針」に基づいて審査を行う。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
平成22年度末整備予定数	2,183	2,080	2,110	480	6,853	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
平成23年度整備計画数(A)※1	70	80	110	0	260	
国の整備目標に基づく上乗せ目標数(B)※2	50	120	70	10	250	
平成23年度整備可能数(A)+(B)	120	200	180	10	510	

※1「平成23年度整備計画数」は、第4期三重県介護保険事業支援計画に掲げる平成23年度定員数から平成22年度末の整備予定数を差し引いた数値。

※2「国の整備目標に基づく上乗せ目標数」とは、全国介護保険課長会議（平成21年5月）において示された介護施設・地域介護拠点の緊急整備の目標に基づき、第4期介護保険事業支援計画期間における整備量の1年分相当を目標数として設定したもの。端数は切り上げている。

施設種別	圏域	課題	平成23年度整備方針				
介護老人 保健施設	圏域別	1 医療提供と在宅復帰支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。 2 入所者が家庭に近い居住環境の下で生活ができるよう、ユニット型の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに平成23年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型とする。 * 増築による整備については、県補助の対象外とする。 * 定員29人以下の創設については、市町の整備計画により実施するため、各圏域の平成23年度整備数変動する可能性がある。 * 詳細については、「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設整備選定方針」に基づいて審査を行う。				
現状と整備可能数（単位：人分）							
		北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
平成22年度整備未予定数		2,221	1,613	1,880	358	6,072	
平成23年度整備計画数(A) ※1		130	50	160	0	340	
国の整備目標に基づく上乗せ目標数(B) ※2		100	50	60	0	210	
平成23年度整備可能数(A)+(B)		230	100	220	0	550	
※1「平成23年度整備計画数」は、第4期三重県介護保険事業支援計画に掲げる平成23年度定員数から平成22年度末の整備予定数を差し引いた数値。 ※2「国の整備目標に基づく上乗せ目標数」とは、全国介護保険課長会議（平成21年5月）において示された介護施設・地域介護拠点の緊急整備の目標に基づき、第4期介護保険事業支援計画期間における整備量の1年分相当を目標数として設定したもの。端数は切り上げている。							
養護老人 ホーム	—	1 老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ整備を進める必要がある。	1 老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ改修又は改築による整備を進める。				

3. その他

療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。

消防法施行令一部改正に伴う既存の介護老人福祉施設等のスプリンクラー整備については、三重県介護基盤緊急整備等特別対策事業により促進する。

(別表)高齢者福祉圏域

平成22年4月1日現在

圏 域 名	圏 域 内 市 町
北 勢	桑名市 いなべ市 桑名郡 木曾岬町 員弁郡 東員町 四日市市 三重郡 菰野町、朝日町、川越町 鈴鹿市 亀山市
中 勢 伊 賀	津市 伊賀市 名張市
南 勢 志 摩	松阪市 多気郡 多気町、明和町、大台町 伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会郡 玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東 紀 州	尾鷲市 北牟婁郡 紀北町 熊野市 南牟婁郡 御浜町、紀宝町

9 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成22年2月16日～平成22年6月6日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県医療審議会医療法人部会
2 開催年月日	平成22年2月17日
3 委員	会長 中嶋 寛 委員 峰 正博 他3名
4 諮問事項	医療法人設立及び医療法第46条の3第1項ただし書きの認可について
5 調査審議結果	申請のあった医療法人全て承認された。
6 備考	【医療法第46条の3第1項ただし書き】 医師・歯科医師ではない者を理事長に選出する場合における規定

1 審議会等の名称	社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	平成22年2月23日
3 委員	委員 宇治幸隆 他6名
4 諮問事項	1 身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定 2 障害者自立支援法59条の規定に基づく自立支援医療機関（育成・更生医療）の医師の変更 3 身体障害者福祉法第15条第5項及び同法施行令第5条第1項の規定による障害認定
5 調査審議結果	すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成22年2月25日、平成22年3月18日、平成22年5月20日
3 委員	部会長 清水 將之 委員 佐々木 光明 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例等に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 新規事例の審議を行った。(2件) 2 過去の審議事例の経過報告及び審議を行った。(4件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会
2 開催年月日	平成22年3月1日
3 委員	会長 齋藤純一 他12名
4 諮問事項	1 措置診察一次二次分けについて 2 精神科救急システムについて 3 精神障がい者地域移行支援事業について
5 調査審議結果	1 措置診察一次二次分けについて、実施状況の報告を行った。 2 精神科救急システム24時間精神医療相談の報告を行った。 3 精神障がい者地域移行支援事業について、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成22年3月3日
3 委員	委員長以下15名
4 諮問事項	調整を要する問題案の審議
5 調査審議結果	不適切問題の確認と採点方法の取り扱いについて審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会
2 開催年月日	平成22年3月4日
3 委員	部会長 堀川 清 委員 平田 孝充 他3名
4 諮問事項	新規養育里親等申込者の審議について
5 調査審議結果	1 新規の養育里親、養子縁組前提里親、親族里親及び専門里親申込者の審議を行った。(11件) 2 里親登録更新申込者の審議を行った。(2件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	平成22年3月11日
3 委員	会長 藤原 正範 委員 伊藤 ふじ子 他10名
4 諮問事項	里親審査会における審議結果の報告等について
5 調査審議結果	里親審査会における審議内容についての報告を行うとともに「三重県第二期次世代育成支援行動計画」の最終確認と「三重県こども条例(仮称)」について意見聴取などを行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会
2 開催年月日	平成22年3月12日
3 委員	会長 馬岡 晋 委員 副会長 水谷 良子 委員 委員 石川 裕一 他 14名
4 諮問事項	1 部会報告 2 ヘルシーピープルみえ・21の推進について 3 保健医療計画評価表について
5 調査審議結果	・推進体制について、健康づくりの9領域ごとに報告を行い、審議を行った。 ・保健医療計画の評価について、報告し、了承を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
2 開催年月日	平成22年3月18日
3 委員	部会長 松本 純一 委員 坂本 涼子 他16名
4 諮問事項	「みえ高齢者元気・かがやきプランー改訂版ー（第4期三重県介護保険事業支援計画・第5次高齢者福祉計画）」の進捗状況について
5 調査審議結果	上記について説明を行ったうえで意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	平成22年3月19日
3 委員	会長 近藤忠彦 他11名
4 諮問事項	1 三重県障がい者自立支援協議会開催報告について 2 平成22年度三重県障がい者関係予算案について 3 障がい者制度改革について
5 調査審議結果	上記について説明を行ったうえで意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会
2 開催年月日	平成22年3月29日
3 委員	会長 内田 淳正 委員 中嶋 寛 他11名
4 諮問事項	1 各部会活動報告について 2 保健医療計画の進行管理について
5 調査審議結果	1 健やか親子推進部会等の各部会の活動状況について報告を行った。 2 4疾病5事業にかかる目標の達成状況、取組と評価等について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	平成22年6月1日
3 委員	会長 土川 禮子 副会長 山本 征雄 委員 伊藤 順子 他10名
4 諮問事項	1 ユニバーサルデザインのまちづくり平成22年度取組状況について 2 ユニバーサルデザインのまちづくり次期推進計画の策定について
5 調査審議結果	上記について報告を行ったうえで審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	第1回志摩病院指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成22年6月3日
3 委員	委員長 登 勉 副委員長 竹田 寛 他6名
4 諮問事項	志摩病院指定管理者の選定に関する審査
5 調査審議結果	志摩病院の概要及び改革方針、選定委員会の運営、選定スケジュール、審査基準・採点配分の考え方等について審議を行った。
6 備考	